



平成 30 年 3 月 20 日

各 位

会 社 名 サンバイオ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 森 敬太
(コード番号：4592 東証マザーズ)

問 い 合 わ せ 先 執行役員経営管理部長 角谷 芳広
(TEL. 03-6264-3481)

第三者割当による行使価額修正条項付第 13 回新株予約権（行使指定・停止指定条項付） の発行に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 3 月 20 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による第 13 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行を決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成 30 年 4 月 6 日
(2) 新株予約権の総数	40,000 個
(3) 発 行 価 額	新株予約権 1 個につき金 2,500 円（総額 100,000,000 円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	潜在株式数：4,000,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は 2,660 円となりますが、下限行使価額においても、潜在 株式数は 4,000,000 株であります。
(5) 資金調達額 (差引手取概算額)	15,290,000,000 円（注）
(6) 行使価額及び 行使価額の修正条件	当初行使価額 3,800 円 行使価額は、平成 30 年 4 月 9 日以降、本新株予約権の各行使請求の通 知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」 という。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「東証終値」 という。）の 90%に相当する価額に修正されます。ただし、行使価額の 下限は 2,660 円（発行決議日の東証終値の 70%の水準）であり、修正後 の行使価額が下限行使価額を下回ることはありません。
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	野村証券株式会社に対する第三者割当方式
(8) そ の 他	当社は、割当予定先である野村証券株式会社（以下「割当予定先」とい う。）に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約 権の数を指定することができること、当社は、割当予定先が本新株予約 権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定するこ とができること、割当予定先は、一定の場合に、当社に対して通知するこ とにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がな された場合、当社は、本新株予約権の要項に従い、本新株予約権を取得 すること、割当予定先は、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予 約権を譲渡しないこと等について、金融商品取引法に基づく本新株予約 権の募集に係る届出の効力発生後、当社と割当予定先との間で締結予定

この文書は、当社の第 13 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

	の買取契約において合意する予定であります。詳細については、別記「2. 募集の目的及び理由 (2) 本新株予約権の商品性」及び別記「6. 割当予定先の選定理由等 (6) その他」をご参照ください。
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額であります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であります。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、行使価額の修正又は調整により増加又は減少いたします。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は減少いたします。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、平成 13 年に創薬ベンチャーとして創業して以来、中枢神経系疾患の脳梗塞及び外傷性脳損傷を対象に当社独自の再生細胞薬（注 1）SB623（注 2）の開発を進めてきました。創薬ベンチャーが「事業化」に成功する鍵は、(a)開発品の安全性と有効性の確からしさ、(b)開発アプローチが「事業化」を見据えていることと考えております。

具体的には、当社グループは、SB623 に関し、上記(a)について、平成 26 年に米国にて運動機能障害を持つ慢性期脳梗塞の患者様 18 人を対象にフェーズ 1/2a 臨床試験を終了し、SB623 の安全性とこの運動機能障害からの回復を示唆する有効性のデータを確認しております。また、上記(b)については、患者規模の大きい脳梗塞・外傷性脳損傷といった中枢神経領域をターゲットとしていること、他家移植アプローチ（注 3）を採用し市販後製品として採算性を見い出せること、これを実現するための大量製造の技術を確立させること、製品化に際して中絶胎児由来等の倫理的に課題のあるものを使用していないこと等が挙げられます。当社グループでは、開発当初からこのような「事業化」を見越したアプローチを選択し、「事業化」に向けた取り組みを進め、これらの対処課題を一つずつ解決してきました。

このような観点から、「事業化」の実現性と規模の大きさにこだわったアプローチを着実に進めてきたなかで、現在、当社グループの足許の開発は順調に進捗しております。

具体的には、「SB623」慢性期脳梗塞プログラムは、米国において大日本住友製薬株式会社と共同でフェーズ 2b 臨床試験を実施しており、平成 29 年 12 月にすべての被験者（163 名）の組み入れを完了し、現在 12 か月の経過観察期間に入っており、平成 32 年 1 月前半に試験結果を公表する予定であります。また、当社グループ単独にて進めている日米での慢性期外傷性脳損傷プログラムは、フェーズ 2 臨床試験を実施しており、平成 30 年 3 月 13 日現在、予定組み入れ被験者数 52 名（予定に対する進捗率 100%）を既に組み入れております。あと数人の予約済の被験者の組み入れが完了次第、フェーズ 2 臨床試験の組み入れは完了する予定です。その後は、6 か月間の経過観察及び試験結果の公表を経て、日本の再生医療等製品に対する条件及び期限付承認制度（注 4）を活用した医薬品製造販売の承認申請を目指します。具体的には、当社の SB623 に係るプログラムの中で初の販売開始の実現に向け、平成 31 年 1 月期中にフェーズ 2 臨床試験の結果を公表すること、及び、平成 32 年 1 月期に条件及び期限付承認制度を利用した医薬品製造販売の承認申請を行うことを目指してまいります。

これまで、既存の米国での脳梗塞プログラムに係る資金については、当社が大日本住友製薬株式会社との間で締結した米国・カナダ地域を対象とした共同開発及び販売権のライセンスアウトに関する契約に基づき、開発段階に同社から受領する開発マイルストーン収入（注 5）と開発協力金（注 6）、及び 上市後に製品販売額に応じて同社から受領するロイヤリティ収入と販売マイルストーン、並びに 平成 29 年 6 月にカ

この文書は、当社の第 13 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

リフォルニア州再生医療機構（CIRM）から獲得した脳梗塞プログラムのフェーズ2b 臨床試験を対象とした補助金 20 百万米ドルにより賄い、また 既存の日米での外傷性脳損傷プログラムの資金については、平成 27 年 4 月東証マザーズ上場時の調達資金に加え、当社が株式会社みずほ銀行との間で締結したコミットメントライン契約（平成 28 年 3 月に借入枠 10 億円、平成 29 年 8 月に借入枠 16 億円についてそれぞれ締結）に基づく借入金、並びに 三菱UFJ 信託銀行株式会社からの借入金（平成 29 年 3 月締結、9 億円）及び同社との間で締結したコミットメントライン契約（平成 29 年 10 月に借入枠 5 億円について締結）に基づく借入金により賄っている状況でした。

しかしながら、前述の開発の進捗状況を踏まえると、当社グループは、SB623 市販後の製造・物流・販売体制を見据えた準備を速やかに進めることが必要となっております。かかる取組みの一環として、当社グループは、平成 30 年 3 月 13 日付「再生医療等製品「SB623」の製造に関する業務提携に合意」で公表いたしましたとおり、日立化成グループとの間で、SB623 の製造に関する業務提携に合意しておりますが、引き続き、市販後に備えた当社グループ独自の販売体制の構築資金、グローバルな対応が可能な製造・物流体制と品質管理体制の構築資金、特に日本での市販が可能になった際に、相当量の細胞薬を安定して医療機関に供給する製造・物流体制と製造能力の構築資金、及び 医療機関にスムーズに製品を供給するための販売体制の構築資金を確保する必要があります。

また、平成 30 年 2 月 14 日付で帝人株式会社との間のライセンス契約が解除されたことに伴い、同社から当社に対して脳卒中治療薬（SB623）に関する権利が返還されたことを踏まえ、平成 30 年 2 月 21 日付「再生細胞薬「SB623」の開発進捗の総括について」で公表いたしましたとおり、当社グループは世界に先駆けて日本において慢性期脳梗塞プログラムを上市することを目指すとともに、上市後の収益の最大化を目的として当社グループ単独での開発を進めてまいります。当社グループにおいては、そのための研究開発資金等が必要となるほか、慢性期脳梗塞プログラム及び外傷性脳損傷プログラムを欧州等の地域に拡大展開するための研究開発資金を確保する必要があります。

さらに、SB623 は、慢性期脳梗塞と外傷性脳損傷以外の各疾患（加齢黄斑変性、脊髄損傷、パーキンソン病、アルツハイマー病等）については、現在非臨床試験の段階にありますが、SB623 のかかる疾患への新規適応拡大や新規物質の導入を進め、事業領域を更に拡大するための研究開発資金を確保する必要があります。

以上のような中期的な視野に立った成長投資資金を調達するため、当社グループは、下記「(3) 本新株予約権を選択した理由」に記載した内容に基づき資金調達手法について検討を行い、財務基盤の強化に資するエクイティ性のファイナンスによる資金調達が適切であると判断し、本新株予約権の発行による資金調達（以下「本資金調達」といいます。）を実施することといたしました。

当社グループは、本資金調達により調達する資金を、①SB623 市販後の製造・物流・販売体制構築、②日本での慢性期脳梗塞プログラムに係る開発及びSB623 の将来の販売に向けた地域拡大のための研究開発、並びに③SB623 の新規適応拡大と新規物質の導入のための研究開発といった成長資金に充当する予定であります。当社グループは、本資金調達により資本増強を図るとともに、当該調達資金を成長投資のための資金に充当することにより、地域展開及び適応疾患の拡大のための研究開発、市販に向けた製造・物流・販売体制の構築といった当社グループの中長期的な成長のために事業上重要な課題をそれぞれ順調に解決することにより、企業価値の向上を図れるものと考えております。

なお、今回のエクイティ・ファイナンスにおける具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

今後も当社グループは、脳梗塞及び外傷性脳損傷を初めとする中枢神経系疾患の後遺症で苦しんでいる世界中の患者の皆さまに一日でも早く効果的な治療法を提供できるよう引き続き開発及び事業化に取

この文書は、当社の第 13 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

り組んでまいります。

(注1) 再生細胞薬とは、病気・事故等で失われた身体機能の自然な再生プロセスを誘引ないし促進させ、運動機能、感覚機能、認知機能を再生させる効能が期待される医薬品です。

(注2) SB623 は神経機能を再生する作用を持つ治療薬であり、体の自然な再生プロセスを促進させ、失われた運動機能、感覚機能及び認知機能の再生をターゲットとしております。

(注3) 再生医療は、大きくは自家(じか)移植と他家(たか)移植に分けられます。自家移植は、患者本人ごとに細胞を処理し、本人に戻す形態の治療法であり、細胞処理に手間と時間がかかるため、費用が高額化する等、実用化に当たっての課題が指摘されております。一方、他家移植は、健康な細胞提供者(ドナー)から採取した細胞を大量培養したものを患者に投与することから、多くの患者を治療でき、量産化によるコスト削減効果も期待されます。

(注4) 通常の医薬品を製造販売するためには、原則として、探索的臨床試験(少数の患者に投与し、医薬品の有効性・安全性を検査し、用法・用量等を設定するための試験)等の完了後に、検証的臨床試験(多数の患者に医薬品を投与し、設定した用法・用量等での医薬品の有効性・安全性を検証する試験)を経たうえで、製造販売の承認を得る必要がありますが、条件及び期限付き承認制度は、再生医療等製品について、臨床試験等で有効性が推定でき、安全性が確認されれば、製造販売後に有効性・安全性の再確認等のために必要な調査等を実施することの条件や期限を付して、再生医療等製品の製造販売を早期に承認する制度です。条件及び期限付き承認制度を活用することにより、製造販売承認の申請者は、一定の定めを遵守することを条件に、検証的臨床試験を経ることなく、特定の医療施設での再生医療等製品の投与を行なうことが可能となります。当社の製品につき条件及び期限付き承認が認められた場合、当社は、通常の手続よりも早期に製品の製造販売を開始することが可能となります。

(注5) 開発進捗に応じて設定したいくつかのマイルストーンを達成するごとに一時金として得られる収入です。上市後は予め設定した売上マイルストーンの達成ごとに一時金として得られます。

(注6) 開発費用のうち、ライセンスアウト先負担分として得られる収入です。

(2) 本新株予約権の商品性

① 本新株予約権の構成

- ・ 本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は100株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は4,000,000株となります。
- ・ 本新株予約権の新株予約権者はその裁量により本新株予約権を行使することができます。ただし、下記②及び③に記載のとおり、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約の規定により当社が行使指定(下記②に定義する。)又は停止指定(下記③に定義する。以下同じ。)を行うことができますので、当社の裁量により、割当予定先に対して一定数量の範囲内での行使を義務づける、又は行使を行わせないようにすることが可能となります。
- ・ 本新株予約権の行使価額は、当初3,800円(発行決議日の東証終値)となりますが、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日以降、当該通知が行われた日の直前取引日の東証終値の90%に相当する価額に修正されます。ただし、行使価額の下限は2,660円(発行決議日の東証終値の70%の水準)であり、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることはありません。
- ・ 本新株予約権の行使が可能な期間は、割当日の翌取引日以降約3年間(平成30年4月9日から平

この文書は、当社の第13回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

成 33 年 4 月 9 日まで) であります。ただし、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認められた日については、行使請求をすることができません。

本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約において、主に下記②乃至④の内容について合意する予定であります。

② 当社による行使指定

- ・ 平成 30 年 4 月 9 日以降、平成 33 年 3 月 12 日までの間において、当社の判断により、当社は割当予定先に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定すること（以下「行使指定」という。）ができます。
- ・ 行使指定に際しては、その決定を行う日（以下「行使指定日」という。）において、以下の要件を満たすことが前提となります。
 - (i) 東証終値が下限行使価額の 120%に相当する金額を下回っていないこと
 - (ii) 前回の行使指定日から 20 取引日以上の間隔が空いていること
 - (iii) 当社が、未公表の重要事実を認識していないこと
 - (iv) 当社株価に重大な影響を及ぼす事実の開示を行った日及びその翌取引日でないこと
 - (v) 停止指定が行われていないこと
 - (vi) 東証における当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限に達し（ストップ高）又は下限に達した（ストップ安）まま終了していないこと
- ・ 当社が行使指定を行った場合、割当予定先は、原則として、行使指定日の翌取引日から 20 取引日以内（以下「指定行使期間」という。）に指定された数の本新株予約権を行使する義務を負います。
- ・ 一度に行使指定可能な本新株予約権の数には限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社株式の数が、行使指定日の直前取引日までの 20 取引日又は 60 取引日における当社株式の 1 日あたり平均出来高のいずれか少ない方に 2 を乗じて得られる数を超えないように指定する必要があります。
- ・ ただし、行使指定後、当該行使指定に係る指定行使期間中に東証終値が下限行使価額を下回った場合には、以後、当該行使指定の効力は失われます。
- ・ 当社は、行使指定を行った場合にはその旨をプレスリリースにて開示いたします。

③ 当社による停止指定

- ・ 当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部を行使することができない期間（以下「停止指定期間」という。）として、平成 30 年 4 月 11 日から平成 33 年 3 月 9 日までの間の任意の期間を指定（以下「停止指定」という。）することができます。停止指定を行う場合には、当社は、平成 30 年 4 月 9 日から平成 33 年 3 月 5 日までの間において停止指定を決定し、当該決定をした日に、停止指定を行う旨及び停止指定期間を割当予定先に通知いたします。ただし、上記②の行使指定を受けて割当予定先が行使義務を負っている本新株予約権の行使を妨げるような停止指定を行うことはできません。なお、上記の停止指定期間については、停止指定を行った旨をプレスリリースにより開示した日の 2 取引日以後に開始する期間を定めるものといたします。
- ・ なお、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取消することができます。
- ・ 停止指定を行った場合には、停止指定を行った旨及び停止指定期間を、また停止指定を取消した場合にはその旨をプレスリリースにて開示いたします。

④ 割当予定先による本新株予約権の取得の請求

割当予定先は、(i)平成 30 年 4 月 9 日以降、平成 33 年 3 月 9 日までの間のいずれかの 5 連続取引

この文書は、当社の第 13 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

日の東証終値の全てが下限行使価額を下回った場合、(ii)平成33年3月10日以降平成33年3月19日までの期間、(iii)当社が吸収分割若しくは新設分割につき当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した後、当該吸収分割若しくは新設分割の効力発生日の15取引日前までの期間、又は(iv)当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約に定める当社の表明及び保証に虚偽があった場合等一定の場合、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の要項に従い、新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより本新株予約権を取得いたします。

(3) 本新株予約権を選択した理由

数あるエクイティ・ファイナンス手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、当社の資金調達ニーズへの柔軟な対応を可能とするとともに、既存株主の利益に充分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうかを特に重視いたしました。

その結果、以下に記載した本新株予約権の特徴を踏まえ、当社は、本新株予約権が当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

(本新株予約権の主な特徴)

<当社のニーズに応じた特徴>

① 約3年10か月間にわたり発生する資金調達ニーズへの柔軟な対応が可能なこと

- ・ 今般の資金調達における調達資金の拠出時期は、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、約3年10か月間にわたります。本新株予約権は、発行後の株価の状況や当社の資金調達ニーズが高まるタイミングを考慮し、行使指定や停止指定を行うことを通じて、臨機応変に資金調達を実現することが可能な設計となっております。

② 過度な希薄化の抑制が可能なこと

- ・ 本新株予約権は、潜在株式数が4,000,000株(平成30年2月28日現在の発行済株式数45,496,281株の8.79%)と一定であり、株式価値の希薄化の割合は予め固定されております。
- ・ 本新株予約権の新株予約権者がその裁量により本新株予約権を行使することができるため、当社が行使指定を行わずとも株価が下限行使価額を上回る水準では行使が進むことが期待される一方、当社は、当社株価動向等を勘案して停止指定を行うことによって、本新株予約権の行使が行われないようにすることができます。

③ 株価への影響の軽減が可能なこと

以下の仕組みにより、株価への影響の軽減が可能となると考えております。

- ・ 行使価額は各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと
- ・ 下限行使価額が2,660円(発行決議日の東証終値の70%の水準)に設定されていること
- ・ 行使指定を行う際には、東証終値が3,192円(下限行使価額の120%の水準)以上である必要があり、また、上記「(2) 本新株予約権の商品性 ②当社による行使指定」に記載のとおり、一度に行使指定可能な数量の範囲は行使指定直前の一定期間の出来高等を基本として定められることとなっており、行使が発生する株価水準や株式発行による需給悪化懸念に配慮した設計となっていること

④ 資本政策の柔軟性が確保されていること

資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権の全部をいつでも取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

この文書は、当社の第13回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

<本新株予約権の主な留意事項>

本新株予約権には、主に、下記⑤乃至⑧に記載された留意事項がありますが、当社といたしましては、上記①乃至④に記載のメリットから得られる効果の方が大きいと考えております。

- ⑤ 本新株予約権の下限行使価額は2,660円(発行決議日の東証終値の70%の水準)に設定されており、当社普通株式の株価が継続して下限行使価額を下回る水準にある場合等、本新株予約権の行使が進まず、当初想定した資金調達ができない可能性があります。
- ⑥ 株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、調達額が予定額を下回る可能性があります。ただし、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。
- ⑦ 当社の株式の流動性が減少した場合には、調達完了までに時間がかかる可能性があります。
- ⑧ 本新株予約権発行後、東証終値が5取引日連続して下限行使価額を下回った場合等には、割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する場合があります。かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより本新株予約権を取得いたします。

(他の資金調達方法と比較した場合の本新株予約権の特徴)

- ⑨ 公募増資や普通株式の第三者割当により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1株あたりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。

社債、借入れによる資金調達は、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため財務健全性指標は低下いたします。

本新株予約権においては、上記③に記載のとおり、行使の分散、下限行使価額の設定等の仕組みにより株価への影響の軽減が期待されます。また、調達金額は資本となるため、財務健全性指標は上昇いたします。一方、当社株式の株価・流動性の動向次第では、実際の調達金額が当初の予定を下回る可能性があります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
15,300,000,000	10,000,000	15,290,000,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額に、本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額であります。
2. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額となります。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は増加又は減少いたします。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得・消却した場合には、本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少いたします。
3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、本新株予約権の価値評価費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び登記関連費用等）の合計であります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 15,290,000,000 円につきましては、上記「2. 募集の目的及び理由（1）資金調達の主な目的」に記載したとおり、①SB623 市販後の製造・物流・販売体制構築、②日本での慢性期脳梗塞プログラムに係る開発及び SB623 の将来の販売に向けた地域拡大のための研究開発、並びに③SB623 の新規適応拡大と新規物質の導入のための研究開発に充当する予定であります。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① SB623 市販後の製造・物流・販売体制構築	8,000	平成 30 年 4 月～平成 34 年 1 月
② 日本での慢性期脳梗塞プログラムに係る開発及び SB623 の将来の販売に向けた地域拡大のための研究開発	4,000	平成 30 年 4 月～平成 34 年 1 月
③ SB623 の新規適応拡大と新規物質の導入のための研究開発	3,290	平成 30 年 4 月～平成 34 年 1 月
合計	15,290	

- (注) 1. 本新株予約権の行使状況又は行使価額の水準により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、上記①及び②を優先して行う予定であります。また、本新株予約権の行使時における株価推移により上記の使途に充当する支出予定金額を上回って資金調達ができた場合には、超過分は上記③に充当する予定であります。
2. 当社は、本新株予約権の払込みにより調達した資金をすみやかに支出する計画ではありますが、支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。

① SB623 市販後の製造・物流・販売体制構築

当社グループが開発中の再生細胞薬 SB623 は、生きた細胞を加工・培養して製造されており、その後は窒素凍結することで長期保管が可能となっております。医療機関へは凍結保存された状態で移送され、直前に融解・調製され患者様の脳に直接投与されます。現在日本で実施している外傷性脳損傷フェーズ 2 臨床試験に必要な細胞薬は、国外にある GMP (Good Manufacturing Practice) 基準（注 1）に適合した施設で製造され、適切な方法で国内の施設へ移送・保管され治験に使用されておりますが、フェーズ 2 終了後、日本での早期承認制度の活用が実現し、日本での販売が早期に

この文書は、当社の第 13 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

開始される場合、相当量の細胞薬を安定供給する必要性が出てくることから、グローバルな対応が可能な適切な製造・物流体制と品質管理体制を確保する必要があると考えております。

そして、当社グループの従来の事業モデルは、ヒトでの POC (Proof of Concept) (注2) が確立した時点で開発ライセンスアウトすることとしておりますが、外傷性脳損傷を対象とした治験を実施するなかで、国内市場の特性、インフラの状況等を考慮した結果、当社グループの将来の企業価値増大へより貢献し得る最善策として、自社販売(販売ライセンスアウトを含む。)を進める方針であり、自社販売を想定した製造・物流体制及び品質管理体制を適切に構築する必要があります。上記取組みの一環として、当社グループは、平成 30 年 3 月 13 日付「再生医療等製品「SB623」の製造に関する業務提携に合意」で公表いたしましたとおり、日立化成グループとの間で、SB623 の製造に関する業務提携に合意しております。

そのため、本調達資金のうち 8,000 百万円については、日本を中心とした自社販売体制の構築、グローバルな対応が可能な製造・物流体制及び品質管理体制を適切に構築するための費用として、具体的には、(i) 自社販売、グローバルな製造・物流及び品質管理を担う所轄部署を新たに設置するための設備投資、人材獲得費用、運営費用、人件費等に 40 億円、(ii) 相当量の細胞薬を安定して製造するための製造施設や製造設備への投資に 40 億円を、それぞれ充当することを予定しております。支出予定期間は、平成 30 年 4 月から平成 34 年 1 月までを予定しております。

(注1) 医薬品及び医薬部外品を安全に製造すること、及び、一定の品質を担保することを目的とした製造管理及び品質管理の基準。

(注2) 基礎研究の段階に置かれている新薬候補薬の有用性・効果が臨床実験において認められること。

② 日本での慢性期脳梗塞プログラムに係る開発及び SB623 の将来の販売に向けた地域拡大のための研究開発

既存の米国での慢性期脳梗塞プログラム及び日米の外傷性脳損傷プログラムに加えて、日本における慢性期脳梗塞プログラムに係る開発を進め、また、それ以外の国・地域(特に欧州地域)における販売承認取得に向けて、自社開発または開発ライセンスアウトという形で SB623 の将来の販売に向けた地域拡大を図ってまいります。

つきましては、本調達資金のうち 4,000 百万円については、日本での慢性期脳梗塞プログラムに係る開発及び SB623 の将来の販売に向けた地域拡大のための研究開発への充当を予定しております。支出予定期間は、平成 30 年 4 月から平成 34 年 1 月までを予定しております。

③ SB623 の新規適応拡大と新規物質の導入のための研究開発

SB623 については、慢性期脳梗塞及び外傷性脳損傷だけでなく、アンメット・メディカル・ニーズの高い中枢神経系疾患(加齢黄斑変性、脊髄損傷、パーキンソン病、アルツハイマー病等)への適応拡大が見込まれることから、引き続き、これら疾患を対象とした非臨床試験を進め、早期に臨床試験に移行できるよう取り組むことが当社グループの企業価値向上につながると考えております。

同時に、SB623 以外の新規物質につきましても、国内外を問わず積極的に各研究機関と共同し、中枢神経系疾患で苦しんでいる患者様に対して新たな治療法の開発を目指す予定であります。

つきましては、本調達資金のうち 3,290 百万円については、SB623 の新規適応拡大と新規物質の導入のための研究開発への充当を予定しております。支出予定期間は、平成 30 年 4 月から平成 34 年 1 月までを予定しております。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2） 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図れることから、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

（1）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役 CEO 野口真人）（以下「ブルータス・コンサルティング」という。）に依頼いたしました。ブルータス・コンサルティングは、権利行使期間、権利行使価格、当社株式の株価、株価変動率、配当利回り及び無リスク利率を勘案し、新株予約権の価値評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しております。価値評価にあたっては、主に①当社の取得条項（コール・オプション）については発動のタイミングを定量的に決定することが困難であるため、下記③の場合を除き評価に織り込まないこと、②当社は資金調達のために株価水準に留意しながら行使指定を行い、割当予定先は株価水準に留意しながら権利行使を行うこととして、株価が下限行使価額を上回っている場合において、資金支出計画をもとに想定される支出期間（権利行使可能な期間に限る。）にわたって一様に分散的な権利行使がされること、③株価が下限行使価額を5営業日連続して下回った場合、割当予定先は当社に本新株予約権の取得を請求する旨の通知を行うこと等を想定しております。当社は、当該評価を参考にして、本新株予約権1個あたりの払込金額を当該評価と同額となる金2,500円としました。当社は、上記「2. 募集の目的及び理由（2）本新株予約権の商品性」に記載した本新株予約権の特徴や内容、本新株予約権の行使価額の水準を勘案の上、本新株予約権の払込金額は合理的であり、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。さらに、当社監査役3名全員（うち社外監査役3名）から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、以下の各点を確認し、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実とは認められないという趣旨の意見を得ております。

- （i）本新株予約権の発行においては、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する知識・経験が必要であると考えられ、ブルータス・コンサルティングがかかる専門知識・経験を有すると認められること
- （ii）ブルータス・コンサルティングと当社との間に資本関係はなく、また、同社は当社の会計監査を行っているものでもないので、当社との継続的な契約関係が存在せず、当社経営陣から一定程度独立していると認められること
- （iii）当社取締役がそのようなブルータス・コンサルティングに対して本新株予約権の価値評価を依頼していること
- （iv）ブルータス・コンサルティングから当社実務担当者及び監査役への具体的な説明が行われたうえで、評価報告書が提出されていること
- （v）本新株予約権の発行に係る決議を行った取締役会において、ブルータス・コンサルティングの評価報告書を参考にしつつ当社実務担当者による具体的な説明を踏まえて検討が行われていること
- （vi）本新株予約権の発行プロセス及び発行条件についての考え方並びに新株予約権の発行に係る実務慣行について、当社法律顧問から当社の実務担当者に対して説明が行われており、かかる説明を踏まえた報告が実務担当者から本新株予約権の発行を担当する取締役になされていること

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は最大4,000,000株（議決権40,000個相当）であり、平成30年2月28日現在の当社発行済株式数45,496,281株（総議決権数454,886個）に対し最大8.79%（当社議決権総数に対し最大8.79%）の希薄化が生じるものと認識しております。

この文書は、当社の第13回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

しかしながら、本新株予約権の発行により、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図れることから、本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

また、①本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数 4,000,000 株に対し、当社株式の過去 6 か月間における 1 日あたり平均出来高は 667,497 株であり、一定の流動性を有していること、②本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロールすることが可能であり、かつ③当社の判断により任意に本新株予約権を取得することが可能であることから、本新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

これらを総合的に検討した結果、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

この文書は、当社の第 13 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要（平成29年9月30日現在）

① 商号	野村証券株式会社		
② 本店所在地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号		
③ 代表者の役職・氏名	代表執行役社長 森田 敏夫		
④ 事業内容	金融商品取引業		
⑤ 資本金の額	10,000百万円		
⑥ 設立年月日	平成13年5月7日		
⑦ 発行済株式数	201,410株		
⑧ 事業年度の末日	3月31日		
⑨ 従業員数	13,422名(単体)		
⑩ 主要取引先	投資家並びに発行体		
⑪ 主要取引銀行	株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社りそな銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、農林中央金庫		
⑫ 大株主及び持株比率	野村ホールディングス株式会社 100%		
⑬ 当社との関係等			
資本関係	割当予定先が保有している当社の株式の数：113,521株 (平成30年1月31日現在) 当社が保有している割当予定先の株式の数：－		
人的関係	当社と割当予定先の間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取引関係	当社の主幹事証券会社であります。		
関連当事者への該当状況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態（単体）			
決算期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
純資産	984,780	805,013	735,965
総資産	14,018,037	12,244,625	12,955,112
1株当たり純資産(円)	4,889,430	3,996,889	3,654,066
営業収益	801,268	746,800	662,831
営業利益	230,395	183,975	98,782
経常利益	231,280	184,705	101,038
当期純利益	150,027	120,544	71,743
1株当たり当期純利益(円)	744,882.04	598,498.39	356,204.10
1株当たり配当金(円)	1,489,500	695,100	372,400

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注) 割当予定先は、株式会社東京証券取引所の取引参加者であるため、株式会社東京証券取引所に対して、反社会的勢力と関係がないことを示す確認書の提出はしていません。

この文書は、当社の第13回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由 (3) 本新株予約権を選定した理由」に記載のとおり、野村證券株式会社が、株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら時々の当社の資金調達ニーズに応じて柔軟に必要な資金を調達したいという当社の希望を充足し得るファイナンス手法として本新株予約権を提案したことに加え、同社が、①当社の主幹事証券会社として良好な関係を築いてきたこと、②国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、③同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権は、日本証券業協会会員である野村證券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものであります。

(3) 割当予定先の保有方針

本新株予約権の割当予定先である野村證券株式会社は、当社との間で締結予定の買取契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要があります。一方で、野村證券株式会社は、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針であることを口頭で確認しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株予約権の割当予定先である野村證券株式会社が平成29年11月14日付で関東財務局長宛に提出した第17期中半期報告書の平成29年9月30日における中間貸借対照表により、同社が本新株予約権の払込みに要する十分な現金・預金及びその他の流動資産（現金・預金：1,157,438百万円、流動資産計：12,200,821百万円）を保有していることを確認しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役会長である川西徹及び当社代表取締役社長である森敬太は、その保有する当社株式について割当予定先への貸株を行う予定であります。

本新株予約権に関して、割当予定先は、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

(6) その他

本新株予約権に関して、当社は、本新株予約権の割当予定先である野村證券株式会社との間で、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約において、上記「2. 募集の目的及び理由 (2) 本新株予約権の商品性」②乃至④に記載の内容以外に下記の内容について合意する予定であります。

＜割当予定先による行使制限措置＞

- ① 当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得すること

この文書は、当社の第13回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

となる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の 10%を超えることとなる場合の、当該 10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」という。）を割当予定先に行わせない。

- ② 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。

<割当予定先による本新株予約権の譲渡制限>

割当予定先は、当社との間で締結予定の買取契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要がある。その場合には、割当予定先は、あらかじめ譲受人となる者に対して、当社との間で上記①及び②の内容等について約させるものとする。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

7. 大株主及び持株比率

募集前（平成 30 年 1 月 31 日現在）	
川西 徹	26.86%
森 敬太	13.18%
大日本住友製薬株式会社	6.20%
帝人株式会社	6.11%
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 385576 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	1.43%
RBC IST 15 PCT LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT （常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店）	1.27%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1.19%
THE BANK OF NEW YORK 133524 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	1.13%
RBC ISB S/A DUB NON RESIDENT/TREATY RATE UCITS-CLIENTS ACCOUNT （常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店）	0.88%
株式会社SBI証券	0.86%

（注） 1 今回の募集分について長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

- 2 平成 29 年 12 月 5 日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者であるジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー（J.P. Morgan Securities plc）が平成 29 年 11 月 30 日現在でそれぞれ以下の株式を保有している旨が記載されているものの、JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社については当社として平成 30 年 1 月 31 日現在における実質所有株式数の確認はできませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

この文書は、当社の第 13 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
JP モルガン・アセット・マネジ メント株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目 7番3号 東京ビルディング	2,301,900	5.07
ジェー・ピー・モルガン・セキ ュリティーズ・ピーエルシー (J.P. Morgan Securities plc)	英国、ロンドン E14 5JP カナ リー・ウォーフ、バンク・スト リート25	58,400	0.13

なお、平成30年2月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社並びにその共同保有者である JP モルガン証券株式会社及びジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー (J.P. Morgan Securities plc) が平成30年2月15日現在でそれぞれ以下の株式を保有している旨が記載されております。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
JP モルガン・アセット・マネジ メント株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目 7番3号 東京ビルディング	1,823,300	4.01
JP モルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目 7番3号 東京ビルディング	-700	0
ジェー・ピー・モルガン・セキ ュリティーズ・ピーエルシー (J.P. Morgan Securities plc)	英国、ロンドン E14 5JP カナ リー・ウォーフ、バンク・スト リート25	84,906	0.19

8. 今後の見通し

今回の調達資金を上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、一層の事業拡大、収益の向上及び財務体質の強化につながるものと考えております。

また、今回の資金調達による、今期業績予想における影響はございません。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式数に係る議決権総数の25%未満としていること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東証の有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

この文書は、当社の第13回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成27年1月期	平成28年1月期	平成29年1月期	平成30年1月期
事業収益	3,229,211	1,174,644	949,543	490,509
経常利益又は経常損失(△)	2,228,546	△1,172,401	△2,166,218	△3,947,840
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	1,736,265	△988,397	△1,835,296	△3,940,327
包括利益	1,700,574	△980,865	△1,876,300	△3,791,748
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)(円)	44.31	△22.67	△40.88	△86.85
1株当たり配当金(円)	—	—	—	—
1株当たり純資産(円)	△2.22	142.66	101.52	18.33

(単位：千円。特記しているものを除く。)

(注) 平成30年1月期の数値について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされておられません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成30年2月28日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	45,496,281株	100%
現時点の行使価額における潜在株式数	953,810株	2.10%
下限値の行使価額における潜在株式数	—	—
上限値の行使価額における潜在株式数	—	—

(注) 1 上記潜在株式数は、全てストックオプションによるものであります。

2 上記発行済株式数及び現時点の行使価額における潜在株式数については、平成30年3月1日以降の変動は考慮されておられません。なお、当社は、平成30年3月13日開催の取締役会において、①第7回乃至第9回新株予約権合計84,800個（その目的である株式は、普通株式84,800株）を、平成30年3月30日付で無償取得の上、消却すること、並びに、②第11回新株予約権3,200個（その目的である株式は、普通株式3,200株）及び第12回新株予約権4,000個（その目的である株式は、普通株式4,000株）を平成30年5月15日付で発行することを決議しております。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成28年1月期	平成29年1月期	平成30年1月期
始値	1,710円	921円	1,227円
高値	2,117円	2,119円	4,565円
安値	855円	684円	1,012円
終値	911円	1,223円	4,025円

(注) 当社株式は、平成27年4月8日から東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、平成28年1月期については、平成27年4月8日から平成28年1月31日までの期間の株価について記載しております。

この文書は、当社の第13回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

② 最近6か月間の状況

	平成29年	11月	12月	平成30年	2月	3月
	10月			1月		
始 値	1,675円	2,140円	2,810円	3,290円	4,095円	3,820円
高 値	2,140円	2,870円	3,440円	4,565円	4,285円	4,460円
安 値	1,582円	1,988円	2,768円	3,060円	3,015円	3,430円
終 値	2,094円	2,806円	3,225円	4,025円	3,890円	3,870円

(注) 3月の株価については、平成30年3月19日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成30年3月19日
始 値	3,955円
高 値	3,965円
安 値	3,790円
終 値	3,870円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

公募増資（新規上場時）

払 込 期 日	平成27年4月7日
調 達 資 金 の 額	7,327,000,000円（差引手取概算額）
発 行 価 額	1,840円
募集時における発行済株式数	39,620,484株
当該募集による発行株式数	4,000,000株
募集後における発行済株式総数	43,620,484株
発行時における当初の資金使途	(1) 当社グループ製品の脳梗塞以外の疾患（外傷性脳損傷、加齢黄斑変性、パーキンソン病、脊髄損傷、アルツハイマー病）の研究開発段階において発生する研究開発費として407,000千円 (2) 当社グループ製品の脳梗塞以外の疾患（外傷性脳損傷、加齢黄斑変性、パーキンソン病、脊髄損傷、アルツハイマー病）の研究開発段階において発生する臨床開発費として2,436,000千円 (3) 当社グループ製品の脳梗塞用途に係る研究開発費として1,314,000千円 (4) 当社グループ製品の脳梗塞用途に係る臨床開発費として2,964,000千円 (5) 当社グループ製品の脳梗塞用途に係る製造費として206,000千円
発行時における支出予定時期	(1) については、平成28年1月期に188,000千円、平成29年1月期に204,000千円、平成30年1月期に15,000千円 (2) については、平成28年1月期に678,000千円、平成29年1月期に798,000千円、平成30年1月期に420,000千円、平成31年1月期に540,000千円 (3) については、平成28年1月期に431,000千円、平成29年1月期に672,000千円、平成30年1月期に211,000千円 (4) については、平成28年1月期に1,120,000千円、平成29年1月期に1,844,000千円

この文書は、当社の第13回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

	(5) については、平成 28 年 1 月期に 182,000 千円、平成 29 年 1 月期に 24,000 千円
現時点における充当状況	(1) については、全額充当済み (2) については、全額充当済み (3) については、全額充当済み (4) については、全額充当済み (5) については、全額充当済み

この文書は、当社の第 13 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(別紙)

サンバイオ株式会社第 13 回新株予約権発行要項

サンバイオ株式会社第 13 回新株予約権 (以下「**本新株予約権**」という。) の発行要項は以下のとおりとする。

1. 新株予約権の総数 40,000 個
2. 振替新株予約権 本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律 (以下「**社債等振替法**」という。) 第 163 条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第 164 条第 2 項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。
3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式 4,000,000 株とする (本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数 (以下「**交付株式数**」という。) は、100 株とする。)。ただし、本項第(2)号乃至第(5)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 6 項の規定に従って行使価額 (第 4 項第(1)号に定義する。以下同じ。) の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。
$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、行使に際して出資される当社普通株式 1 株あたりの金銭の額 (以下「**行使価額**」という。) に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 行使価額は、当初 3,800 円とする。ただし、行使価額は、第 5 項又は第 6 項に従い、修正又は調整されることがある。
5. 行使価額の修正 (1) 平成 30 年 4 月 9 日以降、第 14 項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日 (以下「**修正日**」という。) の直前取引日の株式会社東京証券

この文書は、当社の第 13 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。）。

ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が2,660円（ただし、第6項第(1)号乃至第(5)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

- (2)前号により行使価額が修正される場合には、当社は、第14項第(2)号に定める払込みの際に、本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。
6. 行使価額の調整 (1)当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{時価}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}}$$

- (2)行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①時価（本項第(3)号②に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

②当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価（本項第(3)号⑤に定義する。以下同じ。）をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

この文書は、当社の第13回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「**取得請求権付株式等**」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「**取得条項付株式等**」という。）に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項第(3)号⑥に定義する。以下同じ。）が、(i)上記交付の直前の既発行普通株式数（本項第(3)号③に定義する。以下同じ。）を超えるとときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

- ⑤ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価（本⑤において「**取得価額等**」という。）の下方修正等が行われ（本号又は本項第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「**取得価額等修正日**」という。）における時価を下回る価額になる場合

(i) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

(ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転

換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1 か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

⑥本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については第 19 項第(2)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に 1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

⑦本号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

(3)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。

②行使価額調整式及び本項第(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号⑥の場合は基準日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。

③行使価額調整式及び本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の 1 か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

④当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。

この文書は、当社の第 13 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- ⑤本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(2)号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。
- ⑥本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、(i)（本項第(2)号④においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(ii)（本項第(2)号⑤においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- (4)本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ②当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ④行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5)本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第5項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。ただし、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。
- (6)本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらか

この文書は、当社の第13回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

じめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号⑥の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

7. 新株予約権の行使可能期間 平成30年4月9日から平成33年4月9日までの期間（以下「行使可能期間」という。）とする。ただし、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日（機構（第16項に定義する。以下同じ。）の休業日等でない日をいう。）並びに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないものとする。
8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
9. 新株予約権の取得条項
 - (1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後15取引日を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
 - (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
 - (3) 当社は、当社が発行する株式が東証により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（機構の休業日等である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
 - (4) 本項第(1)号及び第(2)号により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、本新株予約権者に通知する。
10. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権1個あたり2,500円
11. 新株予約権の払込総額 100,000,000円とする。
12. 新株予約権の割当日 平成30年4月6日
13. 新株予約権の払込期日 平成30年4月6日

この文書は、当社の第13回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

14. 新株予約権の行使請求及び払込の方法 (1)本新株予約権の行使請求は、機構又は口座管理機関(社債等振替法第2条第4項に定める口座管理機関をいう。以下同じ。)に対し行使請求に要する手続きを行い、行使可能期間中に機構により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。
(2)本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求に要する手続きとともに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて第18項に定める新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に払い込むものとする。
(3)本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
15. 新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
16. 振替機関 株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)
17. 新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
18. 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 六本木支店
19. 新株予約権行使の効力発生時期等 (1)本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が行行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。
(2)当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。
20. 単元株式数の定め 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置の廃止等に伴う取扱い が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
21. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を野村証券株式会社に割当てる。
22. 申込期間 平成30年4月6日
23. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
24. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由 一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金2,500円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第4項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成30年3月20日の東証における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額とした。

この文書は、当社の第13回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。